

別冊



Kyoto Junior High School Physical Culture Association

令和7年度

「京都府中学校総合体育大会における

拠点校部活動参加規定」

京都府中学校体育連盟

「京都府中学校総合体育大会における拠点校部活動参加規定」

京都府中学校体育連盟

この規定は、京都府中学校総合体育大会（以下、京都府総体という）における拠点校部活動（以下、拠点校という）の参加について規定するものである。拠点校とは、在籍校に希望する部活動がない場合に、参加を希望する生徒を当該市町村内の一つの学校が受け入れるというものである。運動部活動に参加したい生徒の救済措置としての活動であり、勝利至上主義のための活動ではない。

なお、拠点校で参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

- 1 参加者は開催年度の大会実施要項の参加資格を満たしていること
- 2 拠点校を編成する関係校全てが京都府中学校体育連盟（以下、京都府中体連という）に加盟していること
- 3 拠点校としての大会参加が、各地区・ブロック中体連・専門部に承認され、京都府総体予選としてのブロック大会から、拠点校として参加していること。また、原則として同一市町村内による拠点校とする。
- 4 参加時の名称は拠点校名とするが、拠点校名の最後に（拠）と記載し、拠点校であることが分かる形とする。
- 5 参加申込手続きは、該当拠点となる学校が行うこと。
- 6 チーム登録は、ブロック大会競技別プログラム編成会議の2週間前までに拠点となる学校が行うこと。このとき、当該校長の承認書の写し及び登録時の部員名簿等を添付すること。
- 7 拠点校の引率・監督は、拠点校の校長・教員・部活動指導員とする。ただし、引率・監督細則は適用する。
- 8 各地区・ブロック中体連については、「京都府中学校総合体育大会における拠点校部活動参加規定」の趣旨を踏まえ、参加状況を十分に把握しておく。
- 9 今後、実施していく過程で生じる諸問題については、趣旨を踏まえて対処するとともに、各地区・ブロック中体連の実態に応じて、京都府中体連として検討していく。
- 10 本参加規定は、令和5年5月2日より施行する。
付則 令和6年5月1日に改正、その日より効力を発する。

「京都府中学校総合体育大会における拠点校部活動参加規定」（解説）

京都府中学校体育連盟

この規定は、京都府中学校総合体育大会（以下、京都府総体という）における拠点校部活動（以下、拠点校という）の参加について規定するものである。拠点校とは、在籍校に希望する部活動がない場合に、参加を希望する生徒を当該市町村内の一つの学校が受け入れるというものである。運動部活動に参加したい生徒の救済措置としての活動であり、勝利至上主義のための活動ではない。

なお、拠点校で参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

1 参加者は開催年度の大会実施要項の参加資格を満たしていること。

- ・ 京都府中学校体育連盟に加入し、各ブロック大会で出場権を得たチームとする。
- ・ 過年度生徒についても手続きを行っている。

2 拠点校を編成する関係校全てが京都府中体連に加盟していること。

- ・ 非加盟校は認めない。

3 拠点校としての大会参加が、各地区・ブロック中体連・専門部に承認され、京都府総体予選としてのブロック大会から、拠点校として参加していること。また、原則として同一市町村内による拠点校とする。

- ・ 原則、同一市町村内で定められた拠点校である。
- ・ 各地区・ブロック中体連で承認されている。
- ・ 予選会である地区・ブロック大会においても同様の拠点校で出場している。
- ・ 拠点校を設置する主体は、市町（組合）教育委員会もしくは、京都府教育委員会、市町（組合）中学校長会である。

4 参加時の名称は拠点校名とするが、拠点校名の最後に（拠）と記載し、拠点校であることが分かる形とする。

- ・ 「〇〇校（拠）」と記載する。

5 参加申し込み手続きは、該当拠点となる学校が行うこと。

- ・ 参加申し込み手続きは、部活動が設置されている拠点となる学校が行う。

6 チーム登録は、ブロック大会競技別プログラム編成会議の2週間前までに拠点となる学校が行うこと。このとき、当該校長の承認書の写し及び登録時の部員名簿等を添付すること。

- ・ 拠点となる学校は登録依頼書（様式2-①）を地区中体連会長（地区専門部）に、地区中体連会長（地区専門部）は登録承諾書（様式2-②）を拠点となる学校に送付する。

- 7 拠点校の引率・監督は、拠点校の校長・教員・部活動指導員とする。ただし、引率・監督細則は適用する。

・参加申し込み時に監督者名を明記すること。

- 8 各地区・ブロック中体連については、「京都府中学校総合体育大会における拠点校部活動参加規定」の趣旨を踏まえ、参加状況を十分に把握しておく。

・各地区・ブロック中体連の動き等を京都府中体連に報告する。必要に応じて、理事会にて、検討する。

- 9 今後、実施していく過程で生じる諸問題については、趣旨を踏まえて対処するとともに、各地区・ブロック中体連の実態に応じて、京都府中体連として検討していく。

・あくまでも救済措置であるということを念頭に置く。
・各地区・ブロックの実態に応じて、参加規定等の改正も検討する。

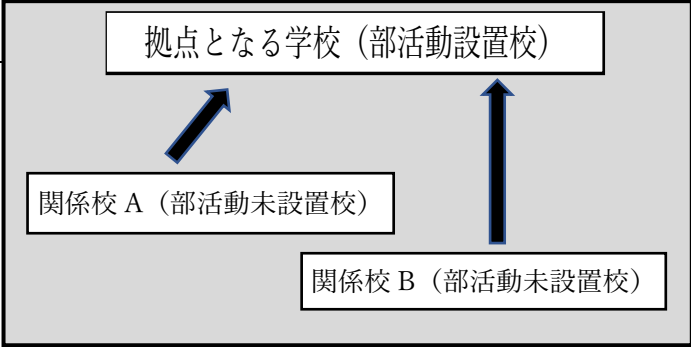
- 10 本参加規定は、令和5年5月2日より施行する。

令和6年5月1日一部改正

・状況に応じて改正する場合がある。
・本参加規定を改正する場合は、理事・専門委員長会議で協議し、理事会での議決をもって行う。

《参考》

【京都市中体連】複数校合同チームと拠点校部活動の違い

	複数校合同チーム (関係全校に部活動設置)	拠点校部活動 (拠点となる学校にのみ当該種目部活動設置)
成り立ち	部員数の減少により単独チームの編成ができない場合の救済措置	在籍校に当該部活動がない場合の救済措置
種 目	個人種目のない以下の競技種目に限る。 軟式野球、ソフトボール、バレーボール、バスケットボール、 サッカー、ハンドボール、ラグビーフットボール、ホッケー	制限なし
関係校の部員数 (最低人数)	学校単独で上記種目における指定人数を下回った場合 軟式野球(9)、ソフトボール(9)、バレーボール(6)、 バスケットボール(5)、サッカー(11)、ハンドボール(7)、 ラグビーフットボール(12)、ホッケー(6) ※前年度府総体以降に複数校合同チームの実績があるものについては、 当年度についても各地区・ブロック中体連の承認がある場合、引き続き 複数校合同チームを編成して府総体に参加可	制限なし 
編成範囲 (エリア)	各地区・ブロック中体連規定による (各地区・ブロック中体連による承認の範囲)	原則、当該市町村内のみ
校 数	・2校の場合、一方の学校において指定人数を下回っていない場合でも編成しなければ救済できない場合は可とする。 ・3校以上の場合、その校数が集まらなければ、編成できない場合はかとする。	制限なし ただし、拠点校のみ当該種目部活動が設置されていること (関係校には当該種目部活動が設置されていないこと)
チーム名	校名連記(代表校が頭に置く)	拠点校名 ただし、拠点校であることがわかる形 [〇〇校(拠)]
引率・監督	・出場校の校長・教員・部活動指導員 ・引率細則は適用	・拠点校の校長・教員・部活動指導員 ・引率細則は適用

拠点校部活動の参加に伴う手続きについて

- 1 拠点校部活動（以下、拠点校という）の登録について（ブロック大会競技別のプログラム編成日より2週間前まで）
 - （1）拠点となる学校の決定
 - ・大会参加の手続きは、拠点となる学校の校長より行う。
 - ・同一市町村内の学校とする。
 - ・拠点校を設置する主体は、市町（組合）教育委員会もしくは、京都府教育委員会、市町（組合）中学校長会であること。
 - ・各地区・ブロック中体連・専門部に承認されていること。
 - （2）拠点校の構成（メンバー）について
 - ・様式1-①（依頼書）・様式1-②（承諾書）により、当該校において拠点校が承諾されていること。
 - ・様式1-②（承諾書）の当該校分の写しをチーム登録時に添付する。
 - （3）監督・大会引率について
 - ・監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員であること。引率者は出場校の校長・教員とする。（引率細則は適用）
 - （4）練習会の計画
 - ・拠点校としての練習会を実施すること。
 - （5）拠点校の登録
 - ・様式2-①（チーム登録申請）を、地区中体連会長に提出する。
 - ・当該校の承諾書（様式1-②）写し・部員名簿を添付する。
 - （6）地区中体連専門部は、次の手続きを経てチーム登録を許可する。（様式2-②）
 - ・申請の内容を検討し、チーム登録等について決定する。
 - ・決定した内容を地区中体連理事長に連絡する。
 - ・当該校長宛て（当該校全て）に承諾書（様式2-②）・大会申込書を返送する。
 - （7）事務局は、大会要項審議（第3回理事会）の場で、合同チームの登録・参加状況を確認する。
- 2 大会参加申し込みについて

専門部指定の申込み用紙（様式3を参照）で、期限までに拠点となる学校より申し込む。この際、拠点校の選手一覧表を添付する。

